

大内氏遺跡保存対策協議会規約

(協議会の目的及び設置)

第1条 大内氏遺跡保存対策協議会（以下「協議会」という。）は、史跡大内氏遺跡附凌雲寺跡及び大内氏関連遺跡（以下「大内氏遺跡」という。）の歴史的価値を認識し、その保存・活用を図ることを目的として設置する。

(協議会の職務)

第2条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 大内氏遺跡の保存・活用に関すること。
- (2) その他必要な事項。

(組織)

第3条 協議会は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は山口市副市長、副会長は山口市教育委員会教育長をもって充てる。
- 3 委員は次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 山口市総合政策部長、交流創造部長、都市整備部長、教育部長
 - (2) 山口県教育庁社会教育・文化財課長
 - (3) 学識経験者
- 4 前項第3号は、大内氏遺跡の保存・活用に関し専門的知識を有する者の中から、市長が委嘱する。

(幹事会)

第4条 大内氏遺跡の保存・活用に関する庁内調整を図るため、協議会に幹事会を設置する。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長は教育部次長、幹事は別表1に掲げる職にある者を以て充てる。

(専門委員会)

第5条 第2条に掲げる事項を専門的に協議し、また、大内氏遺跡の調査研究を推進するため、協議会に専門委員会を設置する。

- 2 専門委員は、第3条第3項第3号をもって充てる。

(会議)

第6条 協議会、幹事会及び専門委員会の会議は、会長が必要と認めたときに招集する。

- 2 協議会の議長は、会長をもって充てる。
- 3 幹事会の議長は、幹事の互選で定める。
- 4 専門委員会の議長は、専門委員の互選で定める。
- 5 議長に事故あるときは、あらかじめ議長の指名する者が、その職務を代理

する。

- 6 会長は、必要があると認めるときは、委員あるいは幹事以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、山口市教育委員会文化財保護課において処理する。

附 則

この規約は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成20年11月21日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年4月1日から施行する。

別表1

教育部次長

企画経営課長

財政課長

観光交流課長

文化交流課長

都市計画課長

文化財保護課長